

グローバル規範としての「保護する責任」の行方

——日本と中国からの視点——

中野涼子

一 はじめに

ポスト冷戦期における国際社会の課題は、主権国家間の戦争回避に加えて、環境保護、テロ防止といった、一国では対処できない人類共通の問題を解決することであると、広く認識されている。国際機構や多国間協議の場でこうした「グローバル・イシュー」が議題に上ると、問題解決のための国際的・地域的機関の機能と並んで、グローバルな規範の構築が問題にされるようになった。グローバルな規範の遵守には、複数国の協力が必要であり、地域間、国家間における共通規範が欠如している場合、そのような協力は期待できないからである。規範遵守についてのこのような懸念は、二〇世紀初頭の国際法学者たちの間にあった懸念と一致する。^① 遵守の有無によって国際法の正当性が左右されることを危ぶむのと同様の懸念が、現代では規範をめぐって浮上したと言える。

グローバルな規範に伴う遵守の問題は、国連の「介入と主権に関する国際委員会」による報告書に示された「保護する責任」にも該

当する。^② この規範は、内戦の勃発などによって人道上の危機に瀕した人々に対して領域国の政府が救済措置を講じない場合に、国際社会は軍事的手段によってでもその紛争に介入し、人々を保護しなければならぬと示す。人道危機に「対応する責任」だけでなく、危機を未然に防ぐための「予防する責任」と武力介入後の「再建する責任」に言及している点で、人間の安全を保障するための包括的原理を有している。また、「保護する責任」は、二〇〇四年の「脅威・課題・変化に関する国連事務総長ハイレベルバネル報告書」、翌年の「より大きな自由へ」事務総長報告書、さらに「世界サミット最終文書」で言及されたことにより、遵守が期待される規範として国際的に認められたと一応は言える。^③ しかし、国連文書における「保護する責任」への言及が、ただちに危機に直面する人々を救う行動に結びつくわけではない。なぜなら、介入する側の利益との関連が全くないところで自国の兵士を危険にさらす武力介入は起こりにくく、また、「大量虐殺」の認定などに関する見解の相違が複数国の集団的行動を困難にするからである。特に、「保護する責任」は、

人道危機が発生している領域国の同意を得ない場合における武力介入も視野に入れているため、国連憲章二条七項の「内政不干渉の原則」に違反する側面があり、従来の国際法との整合性が問われる。このため、「保護する責任」という規範がどのようにして国際社会に定着し得るかが問題になる。^⑤

グローバルな規範に関する問題は、これまで、「普遍主義」対「特別主義」という形で表されることが多く、グローバルに共有されていると思われる「普遍的」概念は欧米のリベラル・デモクラシーによる押し付けであったとして、批判されることもしばしばあった。たとえば、人権は人間一人ひとりに認められるべき普遍的権利とする見方が一般的であるが、一九九三年の「バンコク宣言」で提起されたいわゆるアジア的人権論はこれに異を唱えるものとして注目を集めた。折しも同じ時期には、異なる文明間の対立は避けられないことを示唆するハンティントンの「文明の衝突」論が話題を呼んでいた。^⑥しかし、このような普遍主義に対する挑戦が、その後、文明間の対話を求める議論に発展したのも事実である。ダルメイヤーは「普遍主義」が真に普遍的なものになるには、文明・文化間の対話の過程が不可欠であるとし、パレクは民族主義を超える形で人権概念を再構成する必要を訴えた。^⑦大沼は、国家や民族を超えた一定のつながりをもつ地域において特別の思考・行動様式が存在することを認め、それらの相互関係の中で導き出される「文際的人権」を主張することで、高次の価値概念を地域に押し付ける問題の克服を試みた。^⑧これらの論者たちは、異なる文化的背景をもつ社会間におい

て、人権についての同一的解釈が共有されているとする前提を否定することで、より多くの人々に受け入れられる人権概念を模索している。

そんな中で、欧米諸国によって構築されたグローバルな規範がどのように非欧米諸国に普及するかという問いから出発するのではなく、非欧米諸国がどのようにグローバルな規範を理解し受容していくのかを明らかにする研究は注目に値する。アチャリヤによれば、グローバル規範の構築や遵守について考察する際、地域アクターが規範を解釈するローカリゼーション（地方化・地域化）の過程が解明されなければならない。^⑨ローカリゼーションとは、その地域における既存の規範システムと適合するように、地域アクターが外部からの規範を再解釈あるいは新たに表現しなおすという複雑な過程を指している。この観点から見た地域アクターは、外部からの規範を受動的に受け入れるというよりは、現地の伝統や慣習に適合させる役割を果たす者として描かれるため、その積極性が強調される。さらに、この観点に立てば、国際法と国際社会の規範システムは、複雑なローカリゼーションの過程を経て、国際社会の中に定着したものを指す。国際社会の法・規範システムがもつ正当性を脅かすことなくして国際社会が「保護する責任」を果たすには、各国・各地域におけるローカリゼーションのあり方が重要になる。したがって、ある国が他国の理解を得ないまま、一方的に「保護する責任」の名のもとで武力介入を行った場合、国際社会の法・規範システムがもつ正当性は脅かされる。^⑩また、武力介入することで人道被害を未然

に防ぐという倫理性が認められたとしても、国際的にローカライズされない形で「保護する責任」が使用されることで、規範そのもののグローバル性を問い直す声が生まれ、「普遍主義」対「特別主義」の対立構図が再浮上する。このような問題を避けるために、ローカリゼーションという観点から「保護する責任」を考察する作業は不可欠である。

本稿では、以上のような問題意識に基づき、グローバル規範として一応は認められた「保護する責任」のローカリゼーションについて考察する。事例として取り上げるのは、東アジアの地域大国として考えられる日本と中国である。東アジアの安全保障に関しては、内政不干渉の原則やコンセンサス（全会一致）方式などを重視する ASEAN ウェイに基づく地域的規範の研究に一定の蓄積がある。¹¹ 東南アジアを中心に形成されたこうした規範が北東アジアにも影響を与えている側面は否定できないが、日本と中国においては、武力介入や人権をめぐる国内規範による制約が大きい。したがって、日中両国において「保護する責任」がどのように受容されているかを明らかにする必要があるが、従来の研究においてそうした観点から「保護する責任」を取り上げたものはほとんどなかった。その空隙を埋めるために、本稿では、日中両国における「保護する責任」の解釈を明らかにした上で、グローバルな規範としての「保護する責任」の役割について考察する。

二 日本

日本外務省は今日まで「保護する責任」を積極的に支持したことはなく、この規範は自らの外交方針である「人間の安全保障」と一線を画すという見解を示している。「人間の安全保障」とは、国連開発計画の『人間開発報告』で提示された概念であり、「欠乏からの自由」と「恐怖からの自由」という二つの基本原則を持っている。「人間の安全保障委員会」の最終報告書では、紛争と貧困に関わる諸問題への対応策が検討されており、論理的には、「恐怖からの自由」は紛争下にある人々の保護を必要とする点で、「人間の安全保障」は「保護する責任」と矛盾しない。¹² しかし、このような理解に基づいて「介入と主権に関する国際委員会」を主導したカナダ政府が「保護する責任」という規範を発展させたのに対し、日本は「欠乏からの自由」との関連で非軍事的アプローチの重要性を強調してきた。たとえば、二〇〇五年に開かれた国連事務総長報告に関する総会公式審議において、大島賢三元国連常駐代表（現 JICA 副理事長）は次のように述べた。

冷戦終了以後の十数年の経験に立てば、国際社会が「保護する責任」の問題を真剣に検討する場面に直面しているとの事務総長の認識を我が国としても共有します。他方、最終的に軍事手段による介入を排除しないとすると、まず、軍事手段に至らない段階での努力を国際社会として傾注すべきであり、このことは更に検討される必要があります。紛争予防と紛争後の平和定着を導く基本原則として個人の保護と能力

強化に主たる重点を置くとの人間の安全保障の概念は、既に述べたことですが、ここで改めて、再度強調したいと思います。¹⁵⁾

大島の示した「保護する責任」に関する見解は、日本外務省によって通常示される見方である。外務省国際協力参事官の大江も、『保護する責任』の問題は、『人間の安全保障』が脅かされる極端なケースではあるが、それは、平和・開発・人権にまたがる幅広い概念である『人間の安全保障』の文脈で特に焦点を当てて論じるべき課題であるとは考えない」ことが日本政府の立場であると指摘した。¹⁶⁾ また、二〇〇八年のダボス会議において福田康夫首相は、日本が『保護する責任』が問われるような紛争下の事態に対して、武力をもつて介入することは国家の政策として行つて「いないと明言し、『人道・復興要員の安全確保の重要性を忘れてはならない』ことを強調している。¹⁷⁾

こうした日本の議論の特徴として考えられるのは、「保護する責任」を、自らの外交政策の中軸として掲げられている「人間の安全保障」の一部としてではなく、それとは峻別すべき概念として扱っている点である。日本はなぜ、「人間の安全保障」と呼応する「保護する責任」の包括的側面ではなく、「人間の安全保障」の重要性を強調するのであろうか。この問いに答えるためには、日本における国内規範の歴史的経緯をたどる必要がある。そこで次に、日本における規範がどのように形成されてきたかを概観し、この文脈で「保護する責任」の日本の理解を位置づける。

敗戦後の日本では、海外における武力行使はタブーとされてきた。その理由の第一は、日本国憲法第九条を堅持しようとする一九四五年以来の平和主義にある。軍部主導による戦争が広島・長崎の原爆投下を招き、さらに日本に敗戦をもたらしたという歴史認識は、いかなる場合においても軍が主導権を握ることに対して反対しようとする世論を形成した。第二に、非軍事的アプローチで国際秩序の維持に貢献してきた実績と、それに基づく形で形成された自国に対する認識が挙げられる。高度経済成長期である一九六〇年代において、日本は戦後賠償という名の下で東南アジア諸国に対して援助政策を実施するようになったが、やがてそれは世論の支持を得る形で、経済援助による国際貢献を外交方針とする国として日本を見る自己認識へと転化した。船橋洋一やハンス・マウルは、他国との協力を重視し、非軍事的手段、特に経済的手段を用いて国際社会の諸問題に取り組んできた日本を、ドイツと並ぶ、シベリアン・パワー（民生大国）と表している。¹⁸⁾

しかし、一九九一年の湾岸危機以降、軍事力による、いわば目立った「国際貢献」が必要なのではないかという議論が国内で浮上した。その主な原因は、日本がクウェートの周辺国支援も含めて総額百三十億ドルの財政負担を担い、戦後処理として海上自衛隊の掃海部隊が残留機雷の処分業務を行ったにもかかわらず、当時のペーカー米国務長官から「小切手外交」であるとの批判を受けたこと、さらに、クウェート政府による感謝広告で日本についての言及がなかったことにある。この後、国連平和維持活動における自衛隊の参

加を認める国際平和協力法が制定されると、日本政府は早速、国連カンボジア暫定統治機構に対して自衛隊を派遣した⁽¹⁷⁾。実際の自衛隊による活動が始まると、いわゆるPKO参加五原則に適合しないのではないかと懸念がしばしば浮上したが、日本は自衛隊を早期撤退させることで受けるであろう国際的批判を恐れて自衛隊派遣を継続した⁽¹⁸⁾。この背景には、冷戦以降の東アジアの秩序と安定を図ることは日本の国益と一致するという見方、さらに、一九九〇年代から二十一世紀にかけて大国としての中国の存在感が増す中で、主要経済大国である日本が積極的に「国際貢献」をすることで自らの国際的・地域的地位を向上させようとする狙いがある⁽¹⁹⁾。

しかし、二〇〇一年九月以降、ブッシュ政権による「対テロ戦争」に対して日本が積極的支持を打ち出したことは、自衛隊海外派遣をめぐる政治バランスを崩す効果を持った。海上自衛隊によるインド洋での補給活動やイラクにおける陸上自衛隊の人道支援活動および輸送業務などが米国の要請に応じたものであったことが、最終的に、人道の名のもとに行われる自衛隊派遣への疑念を強めたのである。小泉政権とそれに続く政権は、自衛隊による活動を「国際貢献」と強調したが、それに対する国民の理解は必ずしも高くない。特に、米国のイラク攻撃に正当性があるかどうかについての世論調査では、七割以上がイラク攻撃の正当性を認めないと回答した⁽²⁰⁾。イラク攻撃の正当性が明らかでない状況下で、日本政府が率先して自衛隊派遣の法的制備を行ったことは、派遣の根拠そのものに対する不信感を強めたと言える。これを受けて、日本政府は、自衛隊の活

動が平和構築や人道支援といった目的に限定されており、「戦闘地域」における自衛隊の活動ではないことを、再度強調した。

二〇〇七年六月から国連平和構築委員会の議長を務めるようになった日本は、同年九月に平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業を発足させた。高村正彦外務大臣が平和構築の担い手としての日本の役割を強調したように、今後も日本は国際的・地域的貢献と称して、平和構築や人道援助における貢献に特化した活動を行うと考えられる⁽²¹⁾。そのことは、広義の意味での「保護する責任」を考えたとき、日本が積極的に「予防する責任」および「再建する責任」を果たしていると解釈されよう。しかし、平和維持・平和構築に重点を置いた自らの外交政策の重要性を強調するあまり、武力行使を伴う狭義の意味での「保護する責任」の意義は弱められる。このため日本では、人道危機に瀕した人々を保護するというグローバルな規範としての「保護する責任」の本来の意味が見過ごされる可能性は、極めて高い。

三 中国

中国において、「保護する責任」は、国家主権や「内政不干渉の原則」を揺るがす規範として受けとめられてきた観がある。北京で開催された「介人と主権に関する国際委員会」の地域円卓会議では、中国政府は「人道的介入を概念化することは完全に誤った行為である」と述べ、「保護する責任」に対して明白に反対する意思を表明

した。²²⁾この背景には、アヘン戦争（一八三九―四二年）などの西欧列強による有形・無形の内政干渉や冷戦時代におけるインド、ソ連との度重なる国境紛争などの歴史的記憶、また、台湾、チベットなどの未解決の「国内」問題がある。一九九九年に国連安保理の承認がないまま米国が主導するNATOのコソヴォ空爆の際に、ベルグレードにある中国大使館が「誤爆」されると、コソヴォ空爆における米国の真意が中国に対する威嚇にあるのではないかとの中国側の疑いを強くした。²³⁾後述するように、二〇〇五年に「保護する責任」が世界サミット最終文書に盛り込まれて以降も、スーダン・ダルフール紛争に対する武力介入に中国は消極的であり、「保護する責任」の適用については慎重であるべきだとする姿勢を崩していない。

しかし、冷戦後の中国は、国家主権と武力介入をめぐる問題領域において、柔軟な外交政策を展開しているのも事実である。一九九〇年代から現在に至るまでの間に、中国は日本に比べて遥かに多くの人員を国連の平和維持活動参加に向けて派遣した。²⁴⁾また、コソヴォ空爆に対して強く反発したのに比べ、東ティモール紛争への国連の介入に中国は公式支持を表明し、一九九九年には初めて現地に文民警察を派遣した。²⁵⁾このことは、自らが常任理事国である国連安保理の承認と領域国の合意がある場合は、武力介入を容認することを示している。このような中国の変化に着目するアレン・カーロンは、中国の「外交政策エリート」（研究機関などに従事する中国政府のブレーン）が国際法や国際規範に沿って行動しようとする「社会化」の現象が起きていると分析する。国際法学者で、化学

兵器禁止機関（OPCW）の中国常駐代表（駐オランダ大使）でもある薛捍勤の以下の発言も、その一例として考えられる。

「保護する責任」は新しい概念である。この概念は、当該政府、特にその指導者が国民の福祉に対するアカンタビリティを認識するよう要求し、問題のある地域に対する国際的介入をより積極的に行うことを示唆している。原則的には、この概念は肯定できる側面を多く持っている。しかし、実際面においてはまだまだ慎重な態度が求められる。²⁶⁾

辞によれば、「保護する責任」に関する行動は、国連安保理や多国間の国際機関の合意の下で決定が下されなければならない。また、正当な法手続きにのっとって介入行為は行われるべきであり、この決定には慎重さが求められる。しかし、ここで注目すべき点は、薛が「内政不干渉の原則」に基づいて「保護する責任」を完全に否定しているのではなく、むしろこの規範がもつ意義を認めていることである。

「保護する責任」と「内政不干渉の原則」の間にある緊張関係をめぐり、中国が国際的批判の矢面に立たされる事態が顕在化したのは、二〇〇四年以降である。それは、スーダンのダルフール紛争における「大量虐殺」に対して、国際社会が「保護する責任」を果たす必要があるのではないかという指摘が相次いだことに端を発する。²⁸⁾国連安保理常任理事国である中国は、ロシアと同様に、「保護する責任」の適用に対して否定的態度を示した。また、中国は、大量虐殺に関与しているとの疑いがあるスーダン政府の貿易・投資相

手国として重要な地位を占めるだけでなく、スーダンに向けて武器輸出を大規模に行っているという疑いも持たれた。このため、欧米諸国において、人権問題に対する取り組みが不十分であるとの批判が、中国政府に向けられるようになったのである。たとえば、米国の女優、ミア・ファローは、二〇〇八年に開催予定の北京オリンピックを「虐殺オリンピック」と呼び、物議をかもした²⁹⁾。また、これを受けて、オリンピックの芸術監督を務めていたステイブ・スピルバーグが降板したことで、中国の国家的威信が傷つけられたと考えられる。

スーダンにおける中国政府の役割については、中国の国営企業の役割とあわせて考える必要がある。スーダン油田開発に多額の資金を提供しているのは、GNPOC (Greater Nile Petroleum Operating Company) と呼ばれる国際コンソーシアムであり、中国石油天然気集団公司 (通称、ペトロチャイナ) がその四割のシェアを保有していると言われている³⁰⁾。近年では、中国政府から独立した形での企業戦略が展開されているという専門家の指摘もあるため、「内政不干渉の原則」を楯にして中国政府がなりふり構わずエネルギーを確保しようとしているという論に対しては慎重な見方をする必要がある³¹⁾。しかし、スーダン政府軍への資金源になっているとの批判を受けたカナダの石油会社、タリスマン社が、保有する二五%の権益をインド国営ONGCに売却することで現地から撤退したのに対し、ペトロチャイナは依然としてスーダンで経済活動を続けている。また、中国政府もスーダン政府に対してインフラ整備のた

めの大規模な援助を行い、内戦で使用されている疑いがあるにもかかわらず武器輸出で利益を得ていることから、ダルフルの惨事に中国が加担しているとの批判は絶えない。

このような状況下で、二〇〇七年二月、中国の外務次官補が、スーダン政府に対して国連の平和維持軍の受け入れを要請するという、異例とも言える発言をした。さらに二〇〇八年二月、温家宝首相が、アフリカ以外の国では中国が最初にアフリカ連合の国連多国籍軍に参加し、また、アフリカ最大の援助支援国であることを強調した。こうした発言は、中国政府は国家の内政介入に反対するという従来の姿勢の固辞ではなく、国益に反しない形で大国としての責任を果たす道を模索しているとの示唆を与える。国連安保理の常任理事国である中国は、拒否権を発動して自らの望まない介入行為を防ぐことができる。このため、国連安保理の中で、「保護する責任」に基づく行動の有無が決定される限り、自らの利益にかかわる問題について実質的損害を避けられる。また、グローバル規範としての「保護する責任」に真つ向から反対すれば国際イメージの低下につながるが、国連における合意の重要性を主張することで、多国間協議を重視しているという国際的評価を得られる。以上のことを理由に、中国は、人道危機を抱える領域国と国連安保理を含めた国際機構の合意に基づく形で、「保護する責任」というグローバル規範の遵守するよう国際社会に求めているのである。

最後に、中国におけるチベットの人権抑圧の問題について付言しておきたい。北京オリンピックの開催を目前に、二〇〇八年三月、

チベット自治区において仏教徒たちが人権抑圧に対する抗議活動を開始した。チベットを中国の一部だとみなす中国政府と漢族系の中国国民は、このデモ活動に対して強く反発したが、国際社会——特にヨーロッパ諸国——においては、この中国の「内政」問題は人権にかかわる問題として深刻に受けとめられている。このため、欧米では北京オリンピックの聖火リレー中に妨害行動が発生し、チベット仏教の最高指導者であるダライ・ラマ一四世と会見を勧める意見が相次いだ。中国政府は公式の場でダライ・ラマ一四世をチベットの独立を指導する危険人物とする姿勢を堅持しながらも、二〇〇八年五月、ダライ・ラマ一四世の特使と非公式会談を行い、今後も同種の会談を継続する予定である。このような中国側の動きを、国際的な批判を一時的にかわすパフォーマンズと見るか、あるいは国際社会の圧力に対して中国政府が柔軟に対応した結果と捉えるかは、研究者の間で意見の分かれるところであり、現在進行形で進むこの興味深い事例が人権に関する中国の外交政策に及ぼす影響について判断するのは時期尚早である。しかし、この問題を「保護する責任」の中国的理解に与える影響に限って論理的に推測すると、内政問題の国際化は、「保護する責任」に関して慎重な対応を要するという中国の従来の姿勢を強化する。「平和的發展」を求める中国政府は、チベット自治区における内政問題にも責任をもつて取り組んでいると自負しており、国際社会が「保護する責任」を果たす必要はないと考えている²³。しかし、そのような干渉行為の必要性が欧米諸国によって示唆された場合、中国は正当な手続きに従って規範を厳密に

適用することを求める可能性が高い。言い換えれば、中国は自らの解釈の下で受け入れた「保護する責任」を、厳密な形で適用するよう国際社会に望むであろう。このことは、「内政不干渉の原則」を楯にして「保護する責任」の意義を否定するのは根本的に異なっている。中国政府は今後、国際的なイメージ、国益、および、自らの政治体制にかかわる内政問題の間でバランスのとれた外交を展開するために、「保護する責任」に対する慎重な姿勢を崩すことは当然ないと考えられる。

四 おわりに

本稿は、グローバルな規範としての「保護する責任」が地域やナショナル・コンテキストによつて異なる意味に解釈されることを議論の出発点として、特に日本と中国において「保護する責任」がどのように受容されているのかを考察した。日中両国において、「保護する責任」を持つ人道危機に対処する責任そのものよりも、武力行使の法的妥当性や武力の使用に大きな関心が払われる傾向にある。この理由として、日本においては「戦闘地域」における自衛隊の活動を認めない憲法に基づく国内規範、中国においては領域国の合意を重視する国内規範が、「保護する責任」と鋭い緊張関係にあることが挙げられる。

ここで検討した事例が示唆することは、「保護する責任」についての議論が理論的にいくら発展しても、これについての共通理解が

不足していれば、実際の場面でこの規範が空洞化する可能性が高いという点である。グローバルな規範が即座に多国間的な行動に結びつかない原因として、ひとつには軍事的安全保障面での国際・地域機構の未発展が挙げられるが、それとは別に、共通の規範理解の欠如における問題が横たわっている。国際社会は、それぞれの国が国家主権を有するというような国際法や規範システムの上に成立していることを考えれば、異なる国家、地域がグローバルな規範としての「保護する責任」をどのようにローカライズしていくかは、今後も国際社会の重要な問題であり続けるであろう。

以上のように、共通の規範理解に到達するまでの道のりは平坦ではないが、グローバルな規範としての「保護する責任」に関する認識の高まりが必ずしも無意味ではないことも、本稿で指摘される重要な点である。なぜなら、「保護する責任」がグローバルな規範として認識されることで、(地域) 大国としての役割を模索する日本や中国が、大量虐殺などの人道危機に対して自らはどのような役割を果たすのかを明示するようになったからである。具体的には、日本において「非戦闘地域」における平和維持・平和構築活動がこれまで以上に推進され、中国では大量虐殺の疑いがある国に対して干渉的勧告を行う行為が見られた。人道危機にある人々を救うという点から見れば、こうした行動がもつ効力の限界は否めないが、「保護する責任」という規範がグローバルなものになることで両国それぞれが持つ規範的制約はより明白に表れた。したがって今後は、グローバルな規範としての「保護する責任」は必ずしも同一の理解に

基づいているのではないことを再認識し、そこを出発点にして国際社会が共有する「責任」について地域レベル、国レベル、さらには市民レベルで理解を深めていくことが求められる。危機にある人を救うというごくごく自然な倫理的行為も、国家の枠を超えて国際社会がその行動を担う場合、地域間、国家間のずれが否応なく顕在化する。しかし、そのずれに対処するための対話の場は既に存在しており、それを生かすも殺すも現代に生きる人々の手にかかっているのである。

注

- (1) 二〇世紀初頭の国際法学では、同じ法について語っているはずなのに、法が何を意味しているかは論者によって異なるという問題が認識された。篠原初枝『戦争の法から平和の法へ』東京大学出版会、七二頁。
- (2) The International Commission on Intervention and State Sovereignty, *The Responsibility to Protect*, Ottawa: the International Development Research Centre, 2001.
- (3) United Nations, *Report of the Secretary-General's High-Level Panel on Threats, Challenges and Changes*, 2004. United Nations, *In Larger Freedom: Towards Development, Security and Human Rights for All*, 2005. United Nations, *World Summit Outcome, A/Res/60/1*, 24 October 2005. また、文民保護に対する国連安保理の積極的関与は、冷戦後の国連安全保障体制に関する議論の質的变化にあることを明らかにした論文として、清水奈名子「国連安全保障理事会と弱者の保護—冷戦後の実行を中心として」日本平和学会編『グローバル化と社会的「弱者」』早稲田大学出版部、二〇〇六年、四七—六六頁。
- (4) 大規模な人道被害を防止するための武力介入をめぐる様々な問題点を知る上で参考になるものとして、たとえば Jennifer M. Welsh, ed.,

- Humanitarian Intervention and International Relations* (Paperback edition), Oxford: Oxford University Press, 2006, 2004.
- (5) ティモット・マラーは、グローバルな規範構築の問題は、国際社会がナショナル・ロケットの集団であるという観点から検討されなければならないという強調をする。David Miller, *National Responsibility and Global Justice*, New York: Oxford University Press, 2007. また、彼の「保護する責任」に関する論稿「David Miller, "The Responsibility to Protect Human Rights", Working Paper Series (Centre for the Study of Social Justice & Department of Politics and International Relations), May 2007.
- (6) Samuel Huntington, "The Clash of Civilization", *Foreign Affairs* 72: 3, Summer 2003, pp. 22-49.
- (7) Fred Dallmayr, "Beyond Monologue: For a Comparative Political Theory", *Perspectives on Politics* 2: 2, June 2004, pp. 249-257. Bhikhu Parekh, "Non-Ethnocentric Universalism", in Tim Dunne and Nicholas J. Wheeler, eds., *Human Rights in Global Politics*, Cambridge: Cambridge University Press, 1999, pp. 129-159.
- (8) 大沼保昭『人権、国家、文明—普遍主義的人権から文際主義的人権観へ』筑摩書房、一九九八年。同様の主張をするものとして、他に、井上達夫「リベラル・デモクラシーと『アジア的価値』」大沼保昭編『東亜の構想—二一世紀東アジアの規範秩序を求めて』筑摩書房、二〇〇〇年。
- (9) Amitav Acharya, "How Ideas Spread: Whose Norms Matter? Norm Localization and Institutional Change in Asian Regionalism", *International Organization* 58, Spring 2004, pp. 239-275.
- (10) たとえば、テソンは、甚大な被害をもたらしてきた人権抑圧から人々を守るための武力介入がもつ倫理的正当性から米国のイラク攻撃を擁護したのに対し、ナーデーンは個々の国は国家主権を持つという規範システムを国際社会が共有している以上、その規範システムを無視する形で攻撃を正当化すべきだと述べている。詳しくは、Ethics & International Affairs 19: 2, 2005 における以下の論文を参照されたい。Fernando R. Teson, "Ending Tyranny in Iraq", pp. 1-20. Terry Nardin, "Humanitarian Imperialism", pp. 21-26. Fernando R. Teson, "Of Tyrants and Empires", pp. 27-30.
- (11) たとえば、Amitav Acharya, "Collective Identity and Conflict Management in Southeast Asia", in Emanuel Adler and Michael Barnett, eds., *Security Communities*, Cambridge: Cambridge University Press, 1998. Amitav Acharya, "Will Asia's Past be Its Future?", *International Security* 28: 3, Winter 2003/04, pp. 149-164. 黒柳米司『アジア地域秩序とASEANの挑戦—東アジア共同体』をめぐって、明石書店、二〇〇五年。
- (12) 「人間の安全保障委員会」は、二〇〇〇年ユニアム・サミットにおいてナン元国連事務総長の要請に基づいて設立され、緒方貞子元難民高等弁務官とマルティン・セン、トリニティー・カレッジ学長が主導的役割を担った。委員会の成果がまとめられている最終報告書は、和文に訳されている。人間の安全保障委員会『安全保障の今日的課題—人間の安全保障委員会報告書』朝日新聞社、二〇〇三年。
- (13) 国連事務総長報告に関する総会公式審議における大島賢三国連大使ステートメント（仮訳）（二〇〇五年四月七日）http://www.unhcr.org/refugees/press/enzeisu/17/un_0407.html
- (14) 大江は、「保護する責任」に関する日本の外交政策のもう一つのポイントとして、「人道的介入が正当化されるためには、安保理の武力行使容認決議が必要である」を挙げている。大江博「新しい日本外交—人間の安全保障」の視点から、高橋哲哉、山影進、編『人間の安全保障』東京大学出版会、二〇〇八年、二二〇—二二四頁。
- (15) ダボス会議における福田総理大臣冒頭挨拶「保護する責任…人間の安全保障と国際社会の行動」非公開セッション（二〇〇八年一月二六日）http://www.mofa.go.jp/mofij/press/enzeisu/20/etfk_0126a.html
- (16) Hanns W. Maull, "Germany and Japan: The New Civilian Powers", *Foreign Affairs* 69: 5, Winter 1990/1991, pp. 91-106. Yoichi Funabashi, "Japan and the New World Order", *Foreign Affairs* 70: 5, Winter 1991/1992, pp. 58-74.
- (17) 自衛隊の海外派遣に関する外務省の研究は、「国連レバノン監視団のために自衛官を十名派遣してほしい」というハマーンシヨルド国連事務総長

- (当時)の要請を断った一九五八年以降に始まった。村上は、外務省が水面下で平和維持を目的とする自衛隊海外派遣の可能性を模索してきたため、「国際平和協力法」が短期間で成立したと分析している。村上友章「吉田路線とPKO参加問題」『国際政治』第一五一号、二〇〇八年三月、二二一―二三九頁。
- (18) PKO参加五原則では、紛争当事者の中で停戦合意が成立していることが原則とされ、その後のPKOの活動は「中立的立場を厳守」すべき状況になればならないことが明文化されている。日本のPKO活動に関しては、Katsumi Ishizuka, "Japan's Policy towards UN Peacekeeping Operations", *International Peacekeeping* 12: 1, Spring 2005, pp. 67-86.
- (19) 冷戦後、PKO活動と並んで、日本の国連安全保障理事会(国連安保理)の常任理事国入りに向けての活動が積極化する。これは、国際的地位の向上を目指す日本の野心を表すものとして象徴的である。R・ドリフテ、吉田康彦訳『国連安保理と日本―常任理事国入り問題の軌跡』岩波書店、二〇〇〇年。
- (20) 『朝日新聞』二〇〇四年一月一日、八頁。
- (21) たとえば、高村正彦外務大臣基調講演(東京平和構築シンポジウム)「平和構築の『担い手』を創るために」(二〇〇八年三月二十四日) http://www.mofa.go.jp/ndaj/press/genzetsu/20/ekmr_0324.html
- (22) The International Commission on Intervention and State Sovereignty, *Responsibility to Protect: Research, Bibliography, Background, Supplementary Volume to the Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty*, Ottawa: International Development Research Centre, 2001, p. 392.
- (23) Zhang Yunling, "China: Whither the World Order after Kosovo?", Albrecht Schnabel and Ramesh Thakur, eds., *Kosovo and the Challenge of Humanitarian Intervention: Selective Indignation, Collective Action, and International Citizenship*, Tokyo, Paris and NY: UNU Press, 2000, 121.
- (24) たとえば、国連平和維持活動に対する人的貢献リスト(二〇〇七年)によれば、中国は第十二位、日本は第八十位となっている。
- (25) Bates Gill and James Reilly, "Sovereignty, Intervention and Peacekeeping: The View from Beijing", *Survival* 42: 3, Autumn 2000, pp. 41-59.
- (26) Allen Carlson, "More than Just Saying No: China's Evolving Approach to Sovereignty and Intervention since Tiananmen", in Abstarir Iain Johnston and Robert S. Ross, eds., *New Directions in the Study of China's Foreign Policy*, Stanford, CA: Stanford University Press, 2006, pp. 217-241.
- (27) Xue Hanqin, "Chinese Observations on International Law Speech at the International Criminal Network", <http://www.fmprc.gov.cn/eng/wjbf/zwjf/zwbdf/282458.htm>
- (28) ダルフルの状況をどのように表すかは国・機関によって異なるが、二〇〇五年、米国はダルフルの状況を「ジェノサイド」として二〇〇七年に国連調査団はダルフルの「多大なる暴力」に対して何かの措置をとるよう国際社会に呼びかけた。ダルフル紛争における国連の役割をめぐる議論として、Lee Feinstein, *Darfur and Beyond: What Is Needed to Prevent Mass Atrocities*, Council Special Report No. 22, Council on Foreign Relations, 2007.
- (29) Mia Farrow, "The 'Genocidal Olympics'", *The Wall Street Journal*, 28 March 2007.
- (30) 現在の権益所有割合は、ネトロナヤイナ(四〇%)、ネトロナス(三〇%)、スタン国営スタベット(五%)、インド国営ONGC(二五%)である。詳しくは、若生芳明「ネトロナス成功の秘密」石油天然ガス・金属鉱物資源機構、二〇〇七年、http://oilgas-info.jogmec.go.jp/report_pdf/p1?pdf=200703_033a%2epdf&id=1593
- (31) Trevor Houser, "The Roots of Chinese Oil Investment Abroad", *Asian Policy* 5, January 2008, pp. 141-146. Henry Lee and Dan A. Shannon, "Searching for Oil: China's Oil Initiatives in the Middle East", KSG Working Paper No. RWP07-017, January 2007. Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=976536>
- (32) 「平和的発展」は、胡锦涛国家主席のブレインの一人である鄧必堅(中国改革開放論壇理事長)のポアオ・アジアフォーラム(二〇〇三年一

月)の演説で使われた表現である。中国脅威論をイメージさせる「台頭」ではなく「発展」としたところに、胡錦濤政権の国際協調路線がうかがえる。